

都道府県労働局長 殿

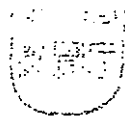
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 62 号）が本年 10 月 2 日から施行され、被疑者国選弁護制度の運用が開始されることに伴い、別添のとおり、最高検察庁次長検事から平成 18 年 9 月 6 日付け最高検企第 161 号「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）」の通知があり、その内容等は下記のとおりであるので、この取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

- 1 被疑者国選弁護制度とは、これまでの被告人段階のみならず、公訴提起前の勾留状が発せられている被疑者段階においても国選弁護人を選任することができる公的弁護制度であり（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第 37 条の 2 等）、当該制度の対象となる事件は、死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁固に当たる事件（以下「対象事件」という。）であること。
司法警察職員は対象事件について逮捕した被疑者の弁解録取時に、刑訴法第 203 条第 3 項に規定する事項について教示しなければならないこと。
なお、労働基準監督機関が扱う対象事件は、現行法では、労働基準法第 5 条（強制労働）違反被疑事件のみであること。
- 2 上記 1 の被疑者国選弁護制度の運用に伴い、司法警察職員捜査書類基本書式例中の様式第 19 号「弁解録取書」を様式第 19 号の 1「弁解録取書（甲）」とし、新たに様式第 19 号の 2「弁解録取書（乙）」を設けたものであること。
- 3 様式第 19 号の 2「弁解録取書（乙）」は、対象事件について逮捕した場合に使用するものであり、被疑者に教示しなければならない事項が記載されていること。

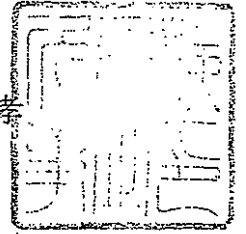


最高検企第161号

平成18年9月6日

厚生労働省労働基準局長 殿

次長検事 横田 尤 孝



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）

標記基本書式例の一部が改正され、別添のとおり検事総長指示が発せられたので、貴管下司法警察職員に対し伝達方お取り計らい願いたく、依頼します。

なお、改正点等は下記のとおりですので、併せて伝達願います。

記

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）が本年10月2日から施行され、被疑者国選弁護制度の運用が開始されることに伴い、同法第37条の2第1項に規定する事件について被疑者に弁解の機会を与える場合の書式として、新たに様式第19号の2「弁解録取書（乙）」を設け、それ以外の事件については、従来の様式第19号「弁解録取書」を様式第19号の1「弁解録取書（甲）」に変更して対応することとしたものである。

なお、上記「弁解録取書（甲）」については、改正前の様式第19号と同一の内容であるので、従前の様式による用紙が残存している場合には、施行日以降においても、適宜これを使用して差し支えない。



最高検企第160号

平成18年9月6日

司法警察職員 殿

検事総長 但 木 敬



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）

平成12年3月30日付け最高検企第54号当職指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部を下記のとおり改正し、平成18年10月2日から施行する。

刑事訴訟法第193条第1項により指示する。

記

「様式第19号の1 弁解録取書（甲）」

第2中「様式第19号 弁解録取書」を

「様式第19号の2 弁解録取書（乙）」

に改める。

書式例中、様式第19号を削り、様式第18号の次に次の2様式を加える。

弁 解 録 取 書

住 居

職 業

氏 名

年 月 日生 (歳)

本職は, 年 月 日午 時 分ころ, 警察署

において, 上記の者に対し, 記載の犯罪事実の要旨及び

弁護人を選任することができる旨を告げた上, 弁解の機会を与えたところ,

任意次のおり供述した。

1

【弁解録取書の結びの記載は, 次の書式による。】

印

以上のおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名 印した。

前 同 日

警 察 署

司法警察員

印

○ ○ ○ 警 察

黒
刷
り

弁 解 録 取 書	
住 居	
職 業	
氏 名	
	年 月 日生 (歳)
本職は,	年 月 日午 時 分ころ, 警察署
において, 上記の者に対し,	記載の犯罪事実の要旨及び
弁護人を選任することができる旨を告げるとともに	
1. 引き続き勾留を請求された場合において貧困等の事由により自ら弁護人	
を選任することができないときは, 裁判官に対して弁護人の選任を請求で	
きる旨	
2. 裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなけれ	
ばならない旨	
3. その資力が50万円以上であるときは, あらかじめ, 弁護士会に弁護人	
の選任の申出をしていなければならない旨	
を教示した上, 弁解の機会を与えたところ, 任意次のおり供述した。	
【弁解録取書の結びの記載は, 次の書式による。】	
(印)	
以上のおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前 同 日	
警 察 署	
司法警察員 (印)	

○ ○ ○ 警 察

黒
刷
り

(参考)

刑事訴訟法（抄）

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

2 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

2 前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

3 司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

4 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

刑事訴訟規則 (抄)

第二十八条の三 刑事施設に収容されている被疑者が法第三十七条の二又は第三百五十条の三第一項の請求をするには、裁判所書記官の面前で行う場合を除き、刑事施設の長又はその代理者を經由して、請求書及び法第三十六条の二に規定する資力申告書を裁判官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、刑事施設の長又はその代理者は、被疑者から同項の書面を受け取ったときは、直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。ただし、法第三百五十条の三第一項の請求をする場合を除き、勾留を請求されていない被疑者から前項の書面を受け取った場合には、当該被疑者が勾留を請求されていない被疑者が勾留を請求された後直ちにこれを裁判官に送付しなければならない。

3 前項の場合において、刑事施設の長又はその代理者は、第一項の書面をファクシミリを利用して送信することにより裁判官に送付することができる。

4 前項の規定による送付がなされたときは、その時に、第一項の書面の提出があつたものとみなす。

5 裁判官は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。